

「口腔機能発達不全症
社会保険で算定してみましよう」

JSPP社会保険検討委員会

もっと算定されてよい項目です！

- 小児歯科に関わる皆様は、専門家として保護者の方から、習癖、食事内容、食べ方、飲料についてなどの相談に答え、何らかのアドバイスをしたことがこれまで何度もあったと思います。小児口腔機能管理料はそれらに対する報酬です。日本歯科医学会の『小児の口腔機能発達不全症についての基本的な考え方』は、社会保険算定しやすいように系統立ててまとめたものと考えてください。
- 日本人の子どもたちの約3割が口唇閉鎖不全を示し、有病率は年齢とともに増加の傾向があるという報告があります。この結果をもとにすると、今の算定数の約10倍は算定されていておかしくないのです。
- 算定されるべきものが見逃されているのです。

対象は” 健常な子どもたち” です

- “口腔機能発達不全症” というと特別な疾患を有する小児や定型発達を示さない、いわゆる障がい児が対象なのではないか？ と思い違いをしている先生がいるようです。
- 小児口腔機能管理は、日常の臨床で普通に来院する “一般的な子どもたち” が本来の対象です。

いつから始めてもかまいません

- 初診時から始めなければ・・・と考えている先生もいるようです。小児の口腔機能管理を始めるのは、いつでも問題はありません。
- 主訴の治療を進めておいて（その間に口腔機能の問診・診査を進めて保護者と本人にモチベーションをしておく和良好的）、その途中からでも、終わってからでも大丈夫です。

健康増進のための指導・訓練・管理です。 成功報酬の点数ではありません！

- 小児口腔機能管理料は、指導・管理に成功し正常な機能の習得があつて、はじめて報酬がもらえるのではなく、行っている指導・管理そのものに対する報酬です。
- 正常な機能の習得があつて結果的に形態・歯列の改善が起こることはありますが、それが目的ではありません。正常な口腔機能を取得してもらつて、個々の患者の健康増進につなげるのが目標です。

ゴール設定は低め、 簡単なアドバイス、指導から

- 小児口腔機能管理料を算定しようとチェックリストに記入してみると、意外にすべきことが多くてどこから始めて良いか困ったことはないでしょうか？まずは簡単なやりやすい順に始めてはどうでしょう。
- 最初はアドバイス程度で初めて、患者・保護者にやる気が出たら訓練へ。1年以内にチェックされた項目すべてに対応するのは誰でも難しいです。期間の延長は摘要欄記載である程度可能ですし、中断しても6か月経過すればまた再開できます。休憩・休息期間をはさみながら管理していくのも良いのではないのでしょうか？

指導・管理の今後

- 社会保険に『口腔機能発達不全症』の指導・管理が導入されて4年が経過し、2度目の改定がありました。今後、各々の医療機関のデータが集積され、統計処理された報告が出て、それに基づいて”基本的な考え方”は修正されていくでしょう。そして口腔機能発達不全症についての新しい疑義解釈も出て来るでしょうし、研修会の開催による情報提供も継続されると思います。
- できるだけ新しい情報をもとに『口腔機能発達不全症』の指導・管理を日頃の臨床にとりいれてもらいたいと思います。